

成果の説明書

(氏名) 谷口 聡	(学部) 経済学部
1 重要事項 <p>この「成果の説明書」の報告者（谷口聡）は、民法の研究教育を生業とする者である。以下では 2021 年の研究業績に限定して報告を行う。</p> <p>(1) 終末期医療の行為規範に関する研究（高崎経済大学研究奨励費共同研究）</p> <p>終末期医療の提供を受ける患者が判断能力を喪失した場合に備えて患者は「事前指示」において延命治療を拒否することはできるのかという問題がある。わが国には制定法がないが、欧米各国には制定法が存在している。このため、諸外国における比較法的な議論が参考となると考えて論稿をまとめた。（単著「ヨーロッパ共通参照枠草案（DCFR）における『患者の同意』規定の検討」高崎経済大学論集 64 巻 1 号 29 頁）</p> <p>(2) 高齢者などが惹起する損害の填補の制度に関する研究</p> <p>認知症等の高齢者が損害を惹起した場合、誰がその損害を賠償・填補すべきかについて、民法 714 条の法解釈論などをめぐり大きな論点となっている。報告者は、自治体が賠償責任保険に加入するなどの全国の基礎自治体の取り組みを参考にして持論を展開して学会発表した。（単独発表「認知症高齢者等が惹起する損害の補償の制度設計の検討」（九州法学会第 126 回学術大会 2021 年 6 月 19 日（土）オンライン開催）また、論稿を発表する機会に恵まれた。（単著「認知症者等の高齢者が惹起する損害補償の制度設計に関する一考察」『不法行為法研究②』（成文堂 2021）151 頁）</p> <p>(3) 「死後事務委任契約」に関する研究</p> <p>故人の生前意思を実現する法理として、わが国には遺言制度が民法典に規定されている。しかし、超高齢社会となり「孤独死」「おひとり様」などの言葉に象徴されるような高齢者が孤立しているわが国では、ひとり遺言制度のみでは十分とは言えない。報告者は従来から「契約」という形で、故人の生前意思を実現する理論の研究をすすめている。「死後事務委任契約」はその代表的な契約理論である。本年度も「死後事務委任契約」について様々な角度から研究を進めた。</p> <p>ドイツ法との比較法研究としてドイツ民法典（BGB）672 条の解釈論を整理した。（単著「ドイツ民法典における死後事務委任に関する規定の一考察」高崎経済大学論集 62 巻 2 号 209 頁）また、死後事務委任契約の執行を財産面で支えるための生命保険事業を紹介した。（単著「死後事務委任に関する生命保険事業の新展開」産業研究 57 巻 1 号 1 頁）そして、社会においてこの「死後事務委任契約」がどの程度活用されまたどのような課題があるのかについて検討した（単著「司法書士執務における『死後事務委任契約』の活用」地域政策研究 24 巻 1 号 39 頁）さらに、「死後事務委任契約」に関して民法 1023 条 2 項との関係で新論点を提示した裁判例を詳細に紹介して検討をおこなった。（単著「死後事務委任に関する新論点を提示した裁判例」地域政策研究 24 巻 2 号 19 頁）学会報告もおこなっている。（パネル報告「死後事務委任契約—その意義と法理論的課題」日本政治法律学会 2021 年 5 月 16 日（日）オンライン開催）</p> <p>(4) 自転車事故の賠償責任保険を義務化する条例の研究</p> <p>近年自転車事故が増加傾向にあるが、自転車事故の被害者に非常に高額な損害賠償請求権を認容する裁判例が目立っている。このような高額自転車事故損害賠償事例について、法理論的な問題はないのか、近年全国の自治体で制定が多くなっている「自転車事故賠償責任保険加入義務化」条例の立法趣旨などを含めて検討をおこなった。（単著「自転車事故高額損害賠償事例に関する一考察」高崎経済大学論集 64 巻 4 号）および「単著「金沢市自転車条例（2018）に関する一考察」地域政策研究 24 巻 4 号 25 頁）</p>	

2 その他の事項

(1) スイス混合寄託契約の研究

液体燃料、穀物、建材、大量生産商品などを複数の寄託者の依頼を受けて保管する受寄者は、その保管に際してこれらを混合することを許されれば、保管コストを削減できるため、寄託者にとってもメリットがある。このような理由から「混合寄託契約」は諸外国をはじめわが国でも活用されている。そのような事情を受けて、2017年の民法典大改正では混合寄託に関する規定が新設された。わが国は歴史の浅い混合寄託制定法に関して、第二次世界大戦以前からスイス債務法では規定が置かれていたことを考慮して参照する価値があると考えて論稿として整理した。(単著「スイス混合寄託契約規定に関する一考察」高崎経済大学論集64巻3号65頁)

(2) 金銭消費貸借を「書面」でする場合の貸主からの解除についての研究

2017年の民法典大改正において、それまで要物契約であった消費貸借に、「書面でする消費貸借」の規定が民法587条の2において新設された。この規定の設置により、貸主には金銭交付前に金銭消費貸借契約を解除する時間的余地を生じたが、そのような解除は認められるか否かを検討中である。報告者が所属する研究会において報告を行った。(単独研究報告「書面でする消費貸借の貸主からの解除」法律行為研究会[椿寿夫明治大学名誉教授・伊藤進明治大学名誉教授主催]2021年9月11日(土)オンライン開催)

3 次年度以降の計画・抱負

- 報告者のライフワークである「被害者の素因」論に関して研究の進捗を図りたい。
- 終末期医療の法規範に関する研究についても進捗を図りたい。
- 死後事務委任契約についても引き続き研究を重ねたい。
- 自転車高額賠償訴訟の法理論的問題に関しても研究を重ねたい。
- その他、社会の変化に応じて発生する民法上の法理論的な問題について、適宜、研究を行っていく予定である。